



控 訴 状

令和6年4月10日

東京高等裁判所 御中

控訴人訴訟代理人弁護士

下 平 秀 弘



〒395-0303 長野県下伊那郡阿智村駒場483番地

控 訴 人 阿 智 村
代 表 者 村 長 熊 谷 秀 樹

〒395-0013 長野県飯田市小伝馬町1丁目3594番地7

弁護士法人下平法律事務所（送達場所）

控訴人訴訟代理人弁護士 下 平 秀 弘

電 話 0265-24-4155

FAX 0265-22-7242

〒395-0304 長野県下伊那郡阿智村智里3643番地のイ

被 控 訴 人 熊 谷 章 文

所有権に基づく土地明渡等請求控訴事件

訴訟物の価額 金2万5,201円

貼用印紙額 金1,500円

上記当事者間の長野地方裁判所飯田支部令和4年（ワ）第2号所有権に基づく土地明渡等請求事件について、令和6年3月27日言い渡された下記判決は不服であるから控訴を申し立てる。

第1 原判決の表示

- 1 被告は、原告に対し、別紙物件目録記載4の土地を明け渡せ。
- 2 原告のその余の請求をいずれも棄却する。
- 3 訴訟費用は、これを4分し、その1を被告の負担とし、その余を原告の負担とする。

第2 控訴の趣旨

- 1 原判決中控訴人敗訴部分を取り消す
- 2 被控訴人の請求をいずれも棄却する
- 3 訴訟費用は、第1、2審とも被控訴人の負担とするとの判決を求める。

第3 控訴の理由

追って控訴理由書を提出する。

以上